

公立大学法人青森公立大学職員の退職手当に関する細則

平成21年4月1日

規程第82号

改正 平成22年 3月規程第 15号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程(平成21年規程第81号。以下「退職手当規程」という。)第27条の規定に基づき、退職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当規程第14条第1項の別に定める休職月等)

第2条 退職手当規程第14条第1項に規定する別に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 労働組合法(昭和24年法律第174号)の規定に基づく労働組合の業務に従事すること又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等
- (2) 育児休業(公立大学法人青森公立大学職員就業規則(平成21年規程第36号。以下「就業規則」という。)第44条第1項の規定に基づく育児休業をいう。以下同じ。)により現実に職務に従事することを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあった休職月等 退職した者が属していた退職手当規程第14条第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第3条 退職した者の基礎在職期間に退職手当規程第7条第2項第2号から第18号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における退職手当規程第14条第1項並びに次条の規定の適用については、その者は、理事長の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が理事長の定めるものであったときは、理事長の定める職務に従事する職員）

（職員の区分）

第4条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ又は口の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該各月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第5条 前条（第3条の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分にのみ属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（懲戒解雇等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関）

第6条 退職手当規程第21条第2号本文の別に定める機関は、職員の退職の日において当該職員の占めていた職に相当する職を占める職員の任命権を有する機関とする。

（意見の聴取の手續）

第7条 退職手当規程の規定に基づき行う意見の聴取の手續については、青森市聴聞手續規則（平成17年青森市規則第19号）の規定の例による。この場合において、同

規則中「行政庁」とあるのは、「退職手当管理機関」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年規程第 1 5 号)

(施行期日)

この細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた青森市職員の給与に関する条例及び技能職員等の給与に関する規則（他の規程において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（理事長の定める者を除く。）</p> <p>(5) 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年青森市条例第2号。以下「平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表5号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年青森市条例第3号。以下「平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表5号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>(7) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間に適用された青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例（以下「平成8年4月1日以後平成18年3月31日以前の準用条例」という。）附則別表第1に掲げる教育職給料表の職務の級3級にあった者のうち理事長の定めるもの</p> <p>(8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
-------	--

第2号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長の定めるもの又は4級であったもの(第1号区分の項第4号に掲げる者を除く。) (5) 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表4号給の給料月額を受けていたもの (6) 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表4号給の給料月額を受けていたもの (7) 平成8年4月1日以後平成18年3月31日以前の準用条例附則別表第1に掲げる教育職給料表の職務の級3級の職にあった者(第1号区分の項第7号に掲げる者を除く。) (8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第3号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。) (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち理事長の定めるもの又は3級であったもの(第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。) (6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの又は5級であったものうち理事長の定めるもの (7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (8) 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表3号給の給料月額を受けていたもの (9) 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表3号給の給料月額を受けていたもの (10) 平成8年4月1日以後平成18年3月31日以前の準用条例附則別表第1に掲げる教育職給料表の職務の級2級にあった者のうち理事長の定めるもの (11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち理事長の定めるもの (6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち理事長の定めるもの

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表2号給の給料月額を受けていたもの (8) 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの (9) 平成8年4月1日以後平成18年3月31日以前の準用条例附則別表第1に掲げる教育職給料表の職務の級2級の職にあった者(第3号区分の項第10号に掲げる者を除く。) (10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の技能職員等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの又は同表の備考欄のただし書の規定に基づき市長が定めるもの (3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長が定めるもの (5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長が定めるもの (6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの (7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの又は5級であったもの(第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。) (8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (9) 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表1号給の給料月額を受けていたもの

	<p>(10) 平成8年4月1日以後平成18年3月31日以前の準用条例附則別表第1に掲げる教育職給料表の職務の級1級の職にあった者</p> <p>(11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして市長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の技能職員等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級並びに6級であったもの(第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長が定めるもの又は3級であったもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち理事長が定めるもの(第5号区分の項第4号及び第8号区分に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の教育行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち理事長が定めるもの(第5号区分の項第5号及び第8号区分に掲げる者を除く。)</p> <p>(6) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</p> <p>(7) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの又は4級であったもの(第5号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>(8) 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例等の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの又は4級であったもの</p> <p>(9) 平成15年4月以後平成18年3月以前の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>第特号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

□ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第特号区分	<p>(1) 平成18年4月1日以後適用されている青森市職員の給与に関する条例及び技能職員等の給与に関する規則(他の規程において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の給与条例等」という。)の行政職給料表又は公立大学法人青森公立大学職員給与規程の事務職員給料表(以下これらを「事務職員適用給料表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成17年青森市条例第40号。以下「平成18年4月以後の任期付研究員条例」という。)第5条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表5号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年青森市条例第41号。以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表6号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第1号区分	<p>(1) 事務職員適用給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(理事長の定める者を除く。)</p> <p>(5) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表5号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成18年4月1日以後適用される青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例附則別表第1に掲げる教育職給料表又は公立大学法人青森公立大学職員給与規程の教員職員給料表(以下これらを「教員適用給料表」という。)の職務の級3級にあった者のうち理事長の定めるもの</p>

	(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第2号区分	<p>(1) 事務職員適用給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長の定めるもの又は4級であったもの(第1号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(6) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表4号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>(7) 教員適用給料表の職務の級3級の職にあった者(第1号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>(8) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第3号区分	<p>(1) 事務職員適用給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後の給与条例等の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長の定めるもの又は3級であったもの(第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの又は5級であったもののうち理事長の定めるもの (7) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの (8) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表3号給の給料月額を受けていたもの (9) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表3号給の給料月額を受けていたもの (10) 教員適用給料表の職務の級2級の職にあった者のうち理事長の定めるもの (11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第4号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事務職員適用給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (2) 平成18年4月以後の給与条例等の技能職員等給料表の備考欄のただし書の規定に基づき市長が定めるもの (3) 平成18年4月以後の給与条例等の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (4) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (5) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (6) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。) (7) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (8) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表2号給の給料月額を受けていたもの (9) 平成18年4月以後の任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表1号給又は2号給の給料月額を受けていたもの (10) 教員適用給料表の職務の級2級の職にあった者(第3号区分の項第10号に掲げる者を除く。) (11) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの

第5号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事務職員適用給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月以後の給与条例等の技能職員等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの (3) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長が定めるもの (4) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長が定めるもの (5) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。) (6) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長の定めるもの (7) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (8) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた職員で同表1号給の給料月額を受けていたもの (9) 教員適用給料表の職務の級1級の職にあった者 (10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第6号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事務職員適用給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後の給与条例等の技能職員等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (3) 平成18年4月以後の給与条例等の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長が定めるもの又は3級であったもの (4) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長が定めるもの(第5号区分の項第3号及び第7号区分の項に掲げる者を除く。) (5) 平成18年4月以後の給与条例等の教育行政職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち理事長が定めるもの(第6号区分の項第4号及び第8号区分に掲げる者

	<p>を除く。)</p> <p>(6) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの</p> <p>(7) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの又は4級であったもの(第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>(8) 平成18年4月以後の給与条例等の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(9) 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>(10) 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第7号区分	第特号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者